

○西東京市高齢者センターきらら条例

西東京市高齢者センターきらら条例

平成13年 1 月 21 日

条例第105号

注 平成20年 3 月から沿革を付した。

改正 平成18年 3 月 31日 条例第15号 平成20年 3 月 31日 条例第 7 号
平成22年12月 1 日 条例第25号 平成24年 3 月 30日 条例第 4 号
(設置)

第 1 条 在宅の高齢者に通所介護サービス等を提供し、介護家族に対する相談、指導その他の援助を行うことにより、高齢者福祉の増進を図るため、西東京市高齢者センターきらら（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西東京市高齢者センターきらら
- (2) 位置 西東京市富士町一丁目 7 番 69号

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 高齢者及びその介護家族に対する相談及び指導に関する事。
- (2) 介護サービス、日常動作訓練及び健康状態の確認に関する事。
- (3) 入浴サービスに関する事。
- (4) 給食サービスに関する事。
- (5) 送迎に関する事。
- (6) 機能訓練に関する事。
- (7) 介護方法の指導に関する事。
- (8) 福祉用具の展示に関する事。
- (9) 高齢者の保健福祉に要する人材の養成に関する事。
- (10) 高齢者に対するボランティア活動の奨励に関する事。
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業。

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の対象者)

第6条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第3条第1号の事業については、西東京市内に住所を有する65歳以上の者(65歳未満の者で特に必要と認められる者を含む。)であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある者及びその家族

(2) 第3条第2号から第5号までの事業については、西東京市内に住所を有し介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき要介護認定又は要支援認定を受けている者

(3) 第3条第6号の事業については、西東京市内に住所を有し健康増進法(平成14年法律第103号)第17条に規定する保健指導の対象となる40歳以上65歳未満の者及び介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業の対象となる65歳以上の者

(4) 前3号に定める者のほか、市長が利用を特に認めた者

(利用の制限)

第7条 市長は、センターを利用する者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

(1) 感染症にかかっているとき。

(2) 利用の目的に反し、又は市長の指示に従わないとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理運営上利用が不適切と認めたとき。

(使用料)

第8条 市長は、第6条第2号に該当する利用者から、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)その他厚生労働省告示に基づき算定した額を使用料として徴収する。

2 前項の利用者は、第3条第2号から第5号までの事業を利用した日の翌月の市長が定める日までに同項の使用料を納付しなければならない。ただし、介護保険法に定める場合は、当該利用者に代わり後日保険者が保険給付相当額を支払うことができる。

(実費相当額の徴収)

第9条 市長は、第3条第4号の給食サービスによる食事の提供に要する費用その他事業の原材料費等の実費相当額を徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、施設、設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額

を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、保谷市高齢者センターきらら条例（平成12年保谷市条例第14号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、平成18年8月1日以後に給食サービスの事業を利用する者（同日前に利用の手続をした者を含む。）について適用する。

附 則（平成20年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の西東京市高齢者センターきらら条例（以下「新条例」という。）第8条第2項の規定は、平成23年4月1日以後に新条例第3条第2号から第5号までの事業を利用する者（同日前に利用の手続をした者を含む。）について適用する。

3 新条例第9条の規定は、平成23年4月1日以後に新条例第3条第4号の給食サービスその他事業を利用する者（同日前に利用の手続をした者を含む。）について適用する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。